

○町県民税の課税計算方法

町県民税は、個人に広く均等に負担していただく均等割と、その方の所得に応じて負担していただく所得割とを合計して課税されます。

均等割	非課税の方を除いて一律に 町民税3,000円 県民税1,000円が課税されます。
所得割	前年(1月～12月)中の所得金額の合計額から所得控除額を差し引いた額に税率をかけて、算出します。 $\text{所得割額} = \left\{ \left( \frac{\text{① 所得金額} - \text{② 所得控除額}}{\text{課税所得金額}} \right) \times \text{③ 税率} \right\} - \text{④ 税額控除等}$

- ①所得金額  
一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。  
給与所得や公的年金等の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算定します。
- ②所得控除額  
社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。(控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください。)
- ③税率

町民税	県民税
6%	4%

- ④税額控除  
配当控除、調整控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等があります。(控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください)

○町県民税が課税される方

- ①平成22年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- ②平成22年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

○町県民税が非課税のケース

- 均等割も所得割も課されない非課税の方は下記に該当する方です。
- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
  - 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
  - 前年中の所得金額が 280,000円×(扶養人数+1人)+168,000円以下の方(被扶養者がいない場合は28万円以下の方)

※所得28万円は、給与収入に換算すると93万円になります。

町税の納付は、口座振替が便利です。何かご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください  
 西原町役場 総務部 税務課 町県民税係 ☎945-4729(内線141・142) FAX 946-6086

滞納整理班を設置しました

町総務部税務課では、厳しい財政状況の中、町民税や固定資産税、軽自動車税などにおける滞納を解消し、徴収率の向上と自主財源を確保することを目的に、5月から「滞納整理班」を設置し、5月10日に同班の看板設置式を行いました。  
 これまでは担当課内の徴収・収納係で徴収を行っていましたが、さらなる収納対策強化を目指し、今年4月から新たに県税事務所の元職員を滞納整理嘱託員として配置し、町職員の徴収事務の向上を図るとともに、不動産売却も視野に入れた滞納整理を徹底します。  
 式の中で上岡町長は「三位一体改革により地方自治体への交付税や補助金は減少し、自主財源確保はどの自治体でも大きな課題。課題解決のため滞納整理班が中心となって、住民にとって公平な徴収業務を目指したい」とあいさつしました。  
 西原町の町税徴収率は平成20年度が91.2%。段階的に徴収率を向上させ、平成24年までに94%を目指します。



町県民税(1期分)は6月30日(水)が納期です

- 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。
- 町・県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- 督促料・延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティです。
- 滞納が続きますと預金差押等滞納処分をおこなう場合があります。

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6 月 3 0 日	8 月 3 1 日	1 1 月 1 日	平成23年1月31日
固 定 資 産 税		4 月 3 0 日	8 月 2 日	1 2 月 2 7 日	平成23年2月28日
軽 自 動 車 税		5 月 3 1 日			

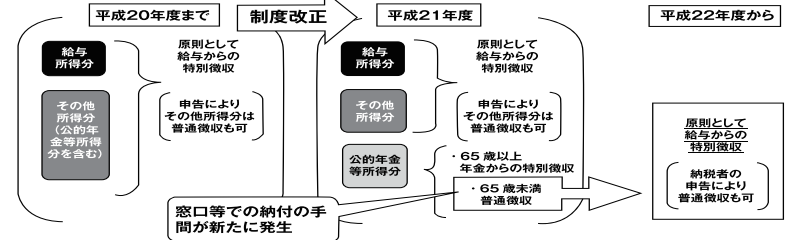
お問い合わせ／総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

町県民税納税通知の送付について

町県民税の納付が6月からはじまります。  
 昨年度より公的年金からの特別徴収(年金天引き)がスタートしましたが、今回は年齢別によるお支払いパターンと、町県民税の課税方法についてお知らせします。

65歳未満の方

○65歳未満で公的年金等所得がある給与所得者の方へ(町県民税の給与からの引き落としについて)  
 平成21年度の税制改正により、65歳以上の方の町県民税について、公的年金からの特別徴収(年金天引き)がスタートしました。しかし、この改正により、65歳未満で公的年金等にかかる所得があり、給与から町県民税を特別徴収(給与引き落とし)されている方について、年金等所得分の町県民税を合算して給与より引き落としすることができなくなり、この分は普通徴収(納付書や口座振替等)の方法で納付するという手間が新たに発生することになりました。  
 平成22年度税制改正では、この納付方法の見直しが行われ、65歳未満で公的年金等所得にかかる所得があり、給与から町県民税を引き落としされている方については、年金等所得分の町県民税も合算して給与から引き落としすることになりました。  
 これにともない、確定申告において「自分で納付(普通徴収)」を選択していない方は、すべて給与から引き落とし(特別徴収)になりますので、ご了承ください。



65歳以上の方

○65歳以上で公的年金等所得がある方へ(平成22年度の介護保険料が年金から引き落としされる方)  
 (例)町県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

納付書で納める(普通徴収)					納付書で納める(普通徴収)					年金からの引き落とし(特別徴収)				
月	6月	8月	10月	1月	月	6月	8月	10月	12月	2月	月	6月	8月	12月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書等で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から天引きします。

※介護保険料が年金から引き落としされない方は、これまでどおり納付書での納付になります。

○65歳以上で公的年金等所得がある方へ(平成21年度より引き続き年金特徴対象者の方)  
 (例)町県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

納付書で納める(普通徴収)						年金からの引き落とし(特別徴収)								
月	6月	8月	10月	12月	2月	仮徴収(前半)			本徴収(後半)					
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	前年度2月と同じ額	22年度の年税額の残りの1/3ずつ	22年度の年税額の残りの1/3ずつ	22年度の年税額の残りの1/3ずつ	22年度の年税額の残りの1/3ずつ	22年度の年税額の残りの1/3ずつ	前年度2月と同じ額	22年度の年税額の残りの1/3ずつ	22年度の年税額の残りの1/3ずつ

6月と8月は年税額の1/4ずつを納付書等で納めていただき、10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から天引きしました。

平成22年度の納め方

4・6・8月は、前年度の2月の税額と同額を仮徴収します。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

※昨年度に引き続き、公的年金に係る税額の徴収方法が変更されます。町民の皆様にはご理解いただき、納期内納付にご協力くださいますようお願いいたします。